

議案第74号

大田原市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の
制定について

大田原市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を別紙のと
おり制定する。

平成28年12月5日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例
(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、大田原市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めるものとする。

(農業委員の定数)

第2条 農業委員の定数は、17人とする。

(推進委員の定数)

第3条 推進委員の定数は、43人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(大田原市農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止)

2 大田原市農業委員会の選挙による委員の定数条例（昭和32年条例第4号）は、廃止する。

(大田原市農業委員会の選挙による委員の選挙区及び各選挙区における委員の定数に関する条例の廃止)

3 大田原市農業委員会の選挙による委員の選挙区及び各選挙区における委員の定数に関する条例（昭和32年条例第5号）は、廃止する。

(大田原市農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止に伴う経過措置)

4 農業委員が農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項の規定によりなお従前の例により在任する間は、農業委員会の選挙による委員の定数については、なお従前の例による。

(大田原市証人等に対する実費弁償に関する条例の一部改正)

5 大田原市証人等に対する実費弁償に関する条例（平成4年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第29条」を「第35条」に、「市の」を「市長その他の執行機関若しくは附属機関の」に改める。